

新潟県オフセット・クレジット制度利用約款

(本約款の目的)

第1条 本約款は、第3条第2項に定める基本文書に基づき、同条第1項に定める制度利用者と制度管理者である新潟県との関係を規定するものである。

(特約との関係)

第2条 本約款とは別に、本約款に係る特約が制定された場合には、当該特約は本約款の一部を構成するものとし、本約款の内容と特約とが一致しない場合には、その限りにおいて特約が本約款に優先する。

(定義)

第3条 本約款において、制度利用者とは以下の各号のいずれかに該当する者を意味する。

- (1) プロジェクト代表事業者
- (2) プロジェクト事業者
- (3) プロジェクト参加者
- (4) オフセット・クレジット(J-VER)登録簿に口座を開設する者(新潟県 J-VERを保有する者に限る。)
- (5) その他、基本文書で定められる手続に従い制度管理者に対して関係を持つ者

2 本約款において、基本文書とは、以下の各号に定める要綱、要領又はその他の文書を意味する。

- (1) 新潟県オフセット・クレジット制度実施要綱
- (2) 新潟県オフセット・クレジット認証審査委員会設置要綱
- (3) オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則
- (4) オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会規程
- (5) オフセット・クレジット(J-VER)制度における方法論
- (6) オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン
- (7) オフセット・クレジット(J-VER)制度妥当性確認・検証ガイドライン
- (8) オフセット・クレジット(J-VER)登録簿システム利用規程
- (9) 都道府県 J-VER プログラム認証基準
- (10) 都道府県 J-VER プログラム認証基準に沿った審査要領
- (11) JIS Q 14064-2 (ISO14064-2)、JIS Q 14064-3 (ISO14064-3)、JIS Q 14065 (ISO14065)
- (12) 上記の他、上記各号の定めに従い、オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づきオフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会により制定される文書

3 本約款において、特段定義されていない用語については、基本文書で定義され

た意味を有する。

(制度利用における事項に関する合意)

第4条 制度利用者は、新潟県オフセット・クレジット制度を利用するにあたり、本約款及び基本文書の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約する。また、本約款及び基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更、改廃等があった場合には、当該変更、改廃が施行される日以降（但し、認証審査委員会が特に必要と認めた場合には、当該変更、改廃について遡及的に）、その内容に従うことを誓約する。

2 前項に加えて、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者及びプロジェクト参加者（以下、「プロジェクト代表事業者等」という。）は、新潟県オフセット・クレジット制度を利用するにあたり、制度管理者に対する情報提供について、以下の事項に合意する。

(1) 新潟県に対する報告内容においては、プロジェクト等の状況を適宜適切に反映させ、正確な情報を提供すること。

(2) 情報の正確性に疑義が生じた場合、速やかに新潟県の指示に従うこと。

3 第1項に加えて、プロジェクト代表事業者等は、新潟県オフセット・クレジット制度を利用するにあたり、新潟県オフセット・クレジット制度における評価の対象となった排出削減量又は吸収量が、他の制度（温室効果ガス削減・吸収に係るクレジットを認証する制度又は温室効果ガス排出量を報告公表する制度を含む。）等において二重に評価される事態（以下「ダブルカウント」という。）を回避するために、以下の事項に合意する。

(1) 新潟県 J-VER の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとること。ダブルカウントを避けるための措置には以下の事項を含む。

(ア) 類似制度に基づく二重認証の禁止

プロジェクト代表事業者等は、新潟県において認証され、発行される温室効果ガス排出削減量又は吸収量に対して、他の類似した制度において温室効果ガス排出削減量又は吸収量として認証を受けない。

また、もし他の類似した制度において、温室効果ガス排出削減量又は吸収量としての認証を受けた場合には、新潟県オフセット・クレジット制度に基づき発行される新潟県 J-VER 又は他の類似制度のいずれかに基づき発行される温室効果ガス排出削減又は吸収量のいずれか一方を、当該制度に基づく適切な方法により無効化する。かかる方法が困難である場合には、無効化されていない排出削減量又は吸収量に相当する量の新潟県 J-VER を調達したうえで、これを無効化する。

(イ) 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止

新潟県オフセット・クレジット制度に基づく認証を受け、新潟県 J-VER が

発行されたプロジェクトにおけるプロジェクト代表事業者等は、当該プロジェクトにより発行された新潟県 J-VER を登録簿上で他者に移転した場合、公的制度に基づく温室効果ガス排出量又は吸収量の報告の際に、オフセット・クレジット (J-VER) の移転により他者に移転した排出削減量又は吸収量を、適切に温室効果ガス排出量に上乘せ、又は、温室効果ガス吸収量を減らして報告又は公表を行うことが適切である。なお、このような形での報告が義務付けられていない場合には、当面の措置として、各制度の報告様式における適切な備考欄に記入する等の情報開示により代替することができる。

(ウ) 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止

新潟県オフセット・クレジット制度に基づく認証を受け、新潟県 J-VER が発行されたプロジェクトにおけるプロジェクト代表事業者等は、ホームページ、環境報告書などにおいて、当該プロジェクトの内容及び当該プロジェクトから創出される新潟県 J-VER の発行量及び移転量を明記する。

(2) 前号にもかかわらず、ダブルカウントが生じていることを新潟県が把握した場合は、新潟県は当該プロジェクト代表事業者等に対してダブルカウントを是正する措置を 40 営業日以内に講ずることを求めることができ、この場合、プロジェクト代表事業者等はかかる措置を執り行うこと

(3) 前号にもかかわらず 40 営業日以内にダブルカウントを是正する措置が講じられなかった場合、プロジェクト代表事業者等は、当該ダブルカウント分の温室効果ガス排出削減・吸収量を無償で制度管理者に対して譲渡することにより 40 営業日以内に補填するか、又はその他制度管理者が指定する方法により補填すること

(4) 当該プロジェクトにおいて、プロジェクト代表事業者等が複数存在する場合は、前号の責任は各プロジェクト代表事業者等が連帯して負担すること

(5) 第(2)号にもかかわらず、40 営業日以内に補填義務が履行されなかった場合、新潟県は当該プロジェクト代表事業者等の氏名等を公表するとともに、当該プロジェクト代表事業者等に代わって同量の新潟県 J-VER を調達の上無効化を行うため、当該プロジェクト代表事業者等はこれに要する一切の費用を新潟県に補償しなければならないこと

4 第1項に加えて、プロジェクト代表事業者等は、新潟県オフセット・クレジット制度を利用するにあたり、プロジェクトの登録申請ののち実施される妥当性確認において、新潟県が設置するバリデーションチームが申請書の記載内容を確認するため、以下の各号に掲げる作業又は追加資料の提出若しくは説明を行うことに合意する。

(1) 申請書記載事項に関する証拠書類の提出

(2) 申請書記載事項に対する質問への回答

(3) プロジェクト代表事業者等へのインタビューへの回答

- (4) プロジェクト関係者へのインタビュー手配及び回答依頼
- (5) その他妥当性確認に必要な要請事項への回答

(個人情報)

第5条 新潟県は、個人情報について、「環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を順守する。

2 制度利用者は、新潟県が、当事業に必要な範囲で、制度利用者の個人情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾するものとする。

(基本文書に違反した場合の措置等)

第6条 制度管理者は、制度利用者が本約款及び基本文書に違反した場合又は本約款及び基本文書を遵守するのが困難であると認める場合は、当該制度利用者が関与する新潟県オフセット・クレジット制度のプロジェクト登録を抹消することができる。また、制度管理者は、当該制度利用者が、事象発生以降に、新たにプロジェクト申請を行うことを拒絶することができる。

2 制度利用者は、前項に基づくプロジェクト登録の抹消以降は、本約款及び基本文書に基づく権利を有さず、かつ、義務を負わない。ただし、性質上当該制度利用者が引き続き負う必要があると制度管理者が認める義務についてはこの限りではない。

(免責事項)

第7条 新潟県オフセット・クレジット制度上の各種申請等、プロジェクトに対する投資等又は新潟県 J-VER の売買等、新潟県オフセット・クレジット制度の利用又は参加等に伴い、何らかの経済的・社会的問題等が発生した場合には、全て制度利用者の責任で対処しなければならない。また、新潟県オフセット・クレジット制度の利用によりいかなる損失が生じても、新潟県は責任を負わず、制度利用者は、新潟県に対して一切の責任分担を求めないものとする。

(約款の変更等)

第8条 制度管理者は、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款及び特約を制定又は改訂したときは、新潟県のホームページ上にすみやかに掲載する。

2 本約款及び特約に定めがない場合は、制度管理者の指示に従うものとする。

(本制度の変更、中止又は終了)

第9条 新潟県オフセット・クレジット制度は、新潟県の政策変更により、いつでも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、新潟

県のホームページへの掲示により、事前にその旨を告知することとする。

- 2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより制度利用者に損害等が発生しても新潟県は一切責任を負わない。

(本制度からの離脱)

第10条 制度利用者は、制度管理者との協議の上合意した場合には本制度から離脱することができる。

- 2 制度利用者は、前項に基づく本制度からの離脱以降は、本約款及び基本文書に基づく権利を有さず、かつ、義務を負わない。ただし、性質上当該制度利用者が引き続き負う必要があると制度管理者が認める義務についてはこの限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第11条 本約款の準拠法は、日本法とする。

- 2 本約款及び特約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、新潟地方裁判所をもって第一審の専属的合意裁判所とする。

附則

本約款は、平成21年5月15日から施行する。

附則

本約款は、平成21年6月1日から施行する。

附則

本約款は、平成21年12月24日から施行する。

附則

本約款は、平成22年2月6日から施行する。

附則

本約款は、平成22年9月21日から施行する。

附則

本約款は、平成23年2月22日から施行する。

附則

本約款は、平成23年9月27日から施行する。